

83  
P

編級	1321.01	保期	3	20	水
期保		機期	(發付迄)	(完結迄)	水
		機種		普	

綴書類

官普電氣

昭和八年三月三十日起案  
起案者 捺印

(主務) 軍需局長 第一課長

副署

大臣 閣次官 藤田

書記官

山本

指令案

昭和八年四月十日

海軍大臣

横軍需機密兵第四部、三一軍艦島海ニ定数外消耗

兵器供給件認許ス

番号 官房第1522号

昭和八年四月十日  
發付掛 捺印  
發付後起 案者捺印

主務局部  
取扱者捺印

母案野紙(甲)

軍令	艦政	航空	法務	建築	經理	醫務	軍需	教育	人事	軍務	官房	局部
							6600				四見目	

84210  
記録室





式三球電球	三	〇	〇	〇	〇	八	八	運轉開始の電球は専用 トランプ機用のもので トランプ機は電球を 用するが電球は専用 用のものでトランプ機 用とは異なる
式一球電球	一	二	二	四	二	四	一〇	

前記各器摘要欄記載事項に依り定数外供給を要ス

(終)

昭和六・七 星野納